

高齢者世帯などの除雪に関する支援制度について

町では、除雪作業を自力で行うことが難しい高齢者世帯などを対象として、通路や軒下の除雪を中心とした「除雪サービス事業」と1シーズンで契約した敷地内の除雪や屋根の雪下ろしを事業者に依頼し、費用の一部を助成する「高齢者等除雪費助成事業」を実施します。

対象となる世帯（共通） ※町内に居住し、次の全てを満たす世帯が対象です。

①町民税が非課税の世帯 ②自力での除雪作業が困難で、除雪を継続的に支援する方が町内にいない世帯

③世帯構成員の全員が次のいずれかに該当する世帯

- ・心身が虚弱であると認められる70歳以上の方
- ・身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方
- ・要介護1から要介護5の認定を受けている方

※世帯分離をしていても、同じ敷地（隣接を含む）に住んでいる方全員を同一世帯とみなします。

※生活保護世帯は対象外です。

事業内容

事業名	除雪サービス事業（高齢者生活支援事業） 〈町が事業者へ委託して除雪作業を行います〉		高齢者等除雪費助成事業 〈事業者が行う除雪費用の一部を助成します〉	
区分	通路除雪サービス	軒下除雪サービス	シーズン契約除雪	屋根雪下ろし
内容	一定量の降雪があるときや公道の除排雪に伴う置き雪があるときに、居宅の玄関先と公道までの生活通路を除雪します。	居宅の窓やベランダ下にたい積した雪を除雪します。	1シーズンで契約した居住する一戸建て家屋のある敷地内の生活通路の確保などの除雪にかかる費用の一部を助成します。	家屋の屋根の雪下ろしやその作業に伴って発生した排雪作業にかかる費用の一部を助成します。
期間	令和5年11月（降雪の日）から令和6年3月31日まで			
利用料	1か月3,000円	1時間あたり500円 ※5時間が上限です。	—	
助成額	—		費用の1/2の額 ※限度額は3万円 助成回数は1回 100円未満切り捨て	費用の1/2の額 ※限度額は5,000円 助成回数は2回まで 100円未満切り捨て
備考	玄関や間口などを複数世帯で共有する集合住宅は対象外です。	—	居住する一戸建て住宅が対象です。	—

※「通路除雪サービス」と「シーズン契約除雪」は、どちらか一方の利用となります。

事前に利用申請が必要です

◇利用申請の受付期限：**令和5年10月4日（水）**

※期限後も申請は受け付けしますが、降雪期までに結果通知が間に合わないおそれがありますので、申請はお早めをお願いします。

◇利用申請に必要なもの

本人確認のできるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。



お問い合わせ及び申請窓口 健康福祉課福祉介護グループ（ふれあい健康センター内）

☎ 34-3955